

食安輸発0722第5号  
平成21年7月22日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号（最終改正：平成21年7月22日付け食安輸発0722第3号）にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、オーストラリア産綿実からアフラトキシンを検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願ひします。

については、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

#### 記

1. 製品検査の対象食品  
オーストラリア産綿実及びその加工品（綿実を主要原料とするものに限る。）
2. 検査の項目  
アフラトキシン
3. 検査の頻度  
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法
  - (1) 容器包装に入れられたものについては、別表3によること。
  - (2) 本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。
    - ①ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15カ所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、それぞれ1検体（合計3検体）とする。
    - ②サイロ又はハシケ（以下「サイロ等」という。）においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、それぞれ1検体とする。
    - ③コンテナにバルク形態で輸入される食品については、各コンテナ最低1か所以上から採取を行い、合計15か所以上から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とする。

5. 検査の方法

平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB 1 試験法」によること。

6. 検査を受けることを命ずる具体的理由

アフラトキシンが付着及び含有しているおそれがあるため。

7. 備考

アフラトキシンを検出した場合にあつては、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。